

# 生活保護のしおり

【R7.5改訂】

この「しおり」は、生活保護制度のしくみや申請手続きについて説明したものです。  
わからないことやご相談のある方は、お気軽に福祉課保護係へおたずねください。  
なお、電話によるお問い合わせも可能です。

## 生活保護制度とは

給与や年金・手当等の収入が国の基準で決められる最低生活費を下回り、自分の資産や他の制度を活用しても最低生活の維持ができない世帯に対して、日本国憲法第25条の理念に基づき、国が健康で文化的な最低限度の生活を保障しながら、自分の力で生活できるようになるまで自立支援を行うことを目的とした制度です。

生活保護を受けることは、国民の権利です。したがって、生活に困っているときは、生活保護法の定める一定の要件のもとに、誰でも生活保護を受けることができます。



伊佐市福祉事務所  
(伊佐市役所 福祉課 保護係)

目次

生活保護を受ける前に	1
生活保護費の計算のしくみ	2
生活保護の手続きのながれ	3
生活保護の8つの扶助	5
生活保護を受けたときの免除・減免など	6

～ 生活保護を受ける前に ～

生活保護法では、同一の生計を営む「世帯」を単位として、その世帯が生活に困っている場合に、次のようなあらゆる努力をしても自力で生活を維持できないときは、生活保護を受けられます。

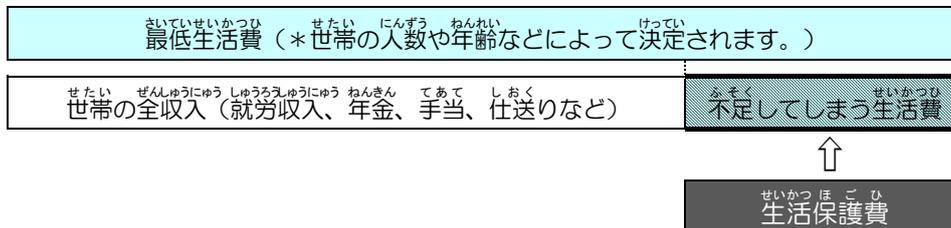
- 1 働ける方は能力に心じて働き、自分の力で生活できるように努めてください。
- 2 保有する現金や預貯金は生活費に充ててください。
- 3 生命保険に加入している場合は、原則として解約して返戻金を生活費に充ててください。ただし、解約返戻金及び保険料の額が少額である場合には、保有を認められる場合があります。
- 4 ほかの社会保障制度（例：傷病手当や雇用保険・労災保険・国民年金・厚生年金・児童手当・児童扶養手当など）を受けられる場合は、すべて受けてください。
- 5 過去に年金担保貸付や恩給担保貸付を利用するとともに生活保護を受けていた方が再度年金担保貸付等を利用している場合、急迫した状況にある場合等を除き、原則として保護は適用できません。
- 6 自動車の保有・使用は原則として認められませんが、次のような場合には、保有・使用を認められることがありますので、福祉事務所に相談してください。
  - (1) 公共交通機関の利用が著しく困難で、自動車による通勤以外に方法が全くなく、就労に伴う収入が自動車の維持費を大きく上回る場合。
  - (2) 重度障がい者（児）の通院や通所に際し、公共交通機関の利用が著しく困難で、自動車の使用以外に方法がない場合。※ともに、任意保険への加入が必要条件となります。
- 7 現在居住している家屋と宅地については保有を認められますが、ローン付き住宅については、原則として保有が認められません。ただし、ローン支払いの繰り延べが行われている場合、またはローン返済の残り期間が短期間でローン支払い残額も少額である場合には、保有を認められることがあります。

- 8 耕作をしている田・畑については保有を認められますが、活用されないものは処分(売却)または賃貸による活用を図ってください。
- 9 親、子、兄弟、姉妹などから援助を受けられる場合には、できるだけ援助を受けてください。

～生活保護費の計算のしくみ～

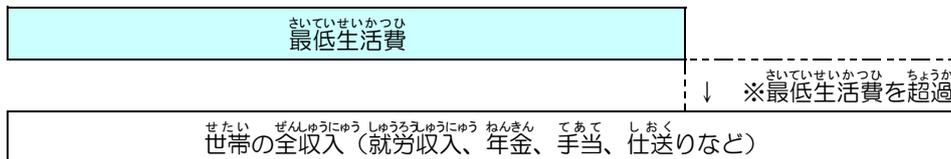
$$\text{【「生活保護費」} = \text{「最低生活費」} - \text{「世帯の全収入」】}$$

- 1 生活保護を受給できる場合の例  
世帯の全収入が国の基準で計算した「最低生活費」よりも少ない場合、生活保護を受給できます。この場合、不足分のみ生活保護費が支給されます。

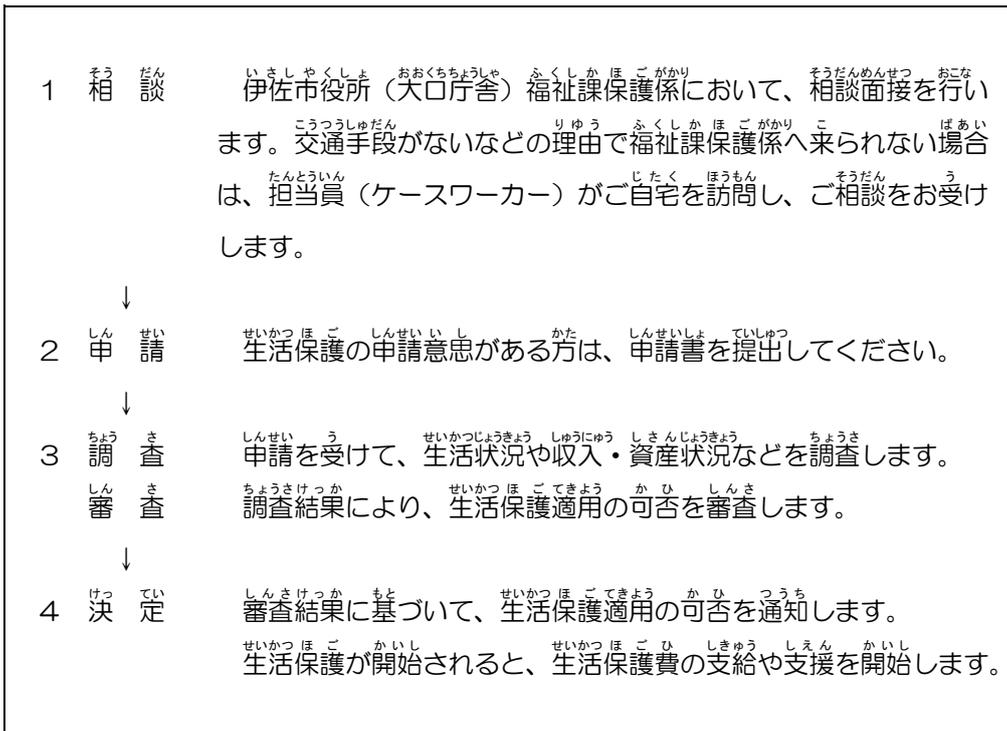


※生活保護費は、世帯員の人数や年齢、その世帯の収入額、冬季の暖房費、家賃額などで決定されますので、常に一定のものではありません。

- 2 生活保護を受給できない場合の例  
世帯の全収入が国の基準で計算した「最低生活費」よりも多い場合は、生活保護を受給できません。



～ 生活保護の手続きのながれ～



1 相談 生活に困っていて誰かに相談したい、生活保護制度について知りたいなど、悩みや困りごとがあればご相談ください。電話でも可能です。

世帯の事情や困っている状況をお聞きし、生活保護制度や他の利用できる制度についてご案内します。相談内容（個人情報）が外部に漏れることはありませんので、安心してご相談ください。

2 申請 生活保護を受給するには、本人の意思に基づく申請が必要です。申請意思がある方は誰でも申請ができます。事情により、本人が申請できないときは、親族による申請（代筆可）も可能です。さらに、真にやむを得ない事情があるときは、口頭による生活保護申請も認められます。

なお、生命の危機に陥っているなど明らかに急迫した状況にあるときは、申請がなくても福祉事務所が職権で保護を開始する場合があります。

### 3 調査・審査

申請書を受領後、保護の要否を審査（判定）するため、諸調査を行います。

#### (1) 自宅訪問による実態調査

申請書を受領後すみやかに自宅を訪問し、世帯の生活状況等について聴き取り調査を行います。

#### (2) 生活保護法第29条に基づく資産調査

金融機関や生命保険会社等の関係機関に対して資産調査を行います。

#### (3) 主治医に対する病状調査

定期的受診（入院を含む）がある場合は主治医を訪問し、病状や就労の可否、治療継続の必要性や生活指導に必要な事項の聴き取り調査を行います。

なお、稼働年齢（65歳未満）で就労阻害要因がないにもかかわらず就労していない場合は、就労の可否に関する専門的な意見を求めるための検診命令を行うことがあります。

#### (4) 扶養義務者（3親等以内の親族）への扶養照会

親・子・兄弟・姉妹に対し、可能な範囲内の経済的または精神的援助の可否を照会しますが、扶養義務者の事情が許せば援助をお願いする目的の照会です。援助ができない場合でも保護の決定には何ら支障は生じません。また、DVや虐待など特別な事情がある場合には、照会を見合わせる場合があります。

#### (5) 上記の調査結果に基づく生活保護適用可否の審査（要否判定）

調査結果に基づき、保護の要否判定を行います。

### 4 決定

生活保護法第24条第2項第5号の規定に基づいて、申請のあった日から14日以内（調査に日時を要する特別な事情がある場合は30日以内）に生活保護を開始か、または却下かを通知します。

なお、決定に納得できないときは、決定を知った日の翌日から数えて3か月以内に、鹿児島県知事に対して審査請求をすることができます。

～ 生活保護の8つの扶助 ～

- 生活扶助 . . . 衣食、光熱水費等の日常生活の費用  
\* 特別な需要がある世帯には、次のような加算があります。  
・ 児童養育加算（高校生以下の未成年者を養育している場合）  
・ 母子加算（ひとり親世帯等）  
・ 障害者加算（重度の障がい者等） …など
- 住宅扶助 . . . 家賃、地代、住宅補修などの費用（共益費・管理費は除く）  
\* 家賃については、原則として市が直接代理納付します。
- 教育扶助 . . . 義務教育を受けるための学用品、給食費等の費用
- 医療扶助 . . . 医療機関での受診や調剤薬局での薬の費用  
治療材料や施術の費用  
\* 医療費は現物給付となるため、保険適用内のものについては、自己負担が発生しません。
- 介護扶助 . . . 介護サービスを利用する費用  
住宅改修や福祉用具を購入する費用  
\* 介護費は、原則として病院や介護サービス事業者等に直接支払いをしますので、現金は支給されません。
- 出産扶助 . . . 出産の費用
- 生業扶助 . . . 就職するために必要となる、技能の習得や資格の取得をするための費用（ヘルパー資格等）  
高等学校等に就学するための費用
- 葬祭扶助 . . . 保護を受けている方が、葬儀を執り行う費用

□一時扶助について

生活保護には、衣食等の経常的に毎月必要となる最低生活費のほか、臨時的な支出に  
応じた一時扶助（臨時的最低生活費）もあります。

しゅうろうじりつきゅうふきん  
□就労自立給付金

あんてい しよくぎょう つ せいかつ ほご ひつよう かた しきゅう  
安定した職業に就いたことなどにより、生活保護を必要としなくなった方に、支給  
できる場合があります。（\*最低支給額～単身世帯＝2万円、複数人世帯＝3万円）

しんがく しゅうろうじゆんびきゅうふきん  
□進学・就労準備給付金

せいかつ ほご りようせたい こ だいがく せんもんがっこうとう しんがく ぼあい あんてい しよくぎょう  
生活保護利用世帯の子どもが、大学や専門学校等へ進学する場合や安定した職業  
しゅうしよく さい しきゅう  
に就職した際に支給されます。

せいかつ ほご う ぎむ  
～生活保護を受けたときの義務～

★ ちくたんとういん (ケースワーカー) の指導・指示には必ず従わなければなりません。

しどうおよ しじ  
(指導及び指示)

【生活保護法 第27条】

ほご じっしきかん ひほごしゃ たい せいかつ いじ こうじょう たほご もくてきたつせい  
保護の実施機関は、被保護者に対して、生活の維持、向上その他保護の目的達成  
ひつよう しどうまた しじ  
に必要な指導又は指示をすることができる。

しじとう したが きむ  
(指示等に従う義務)

【生活保護法 第62条 (\* 抜粋)】

だい じょう きてい ひほごしゃ たい ひつよう しどうまた しじ  
第27条の規定により、被保護者に対し、必要な指導又は指示をしたときは、これ  
したが  
に従わなければならない。

ほご じっしきかん ひほごしゃ ぜんにこう きてい きむ いはん ほご  
保護の実施機関は、被保護者が前二項の規定による義務に違反したときは、保護  
へんこう ていしまた はいし  
の変更、停止又は廃止をすることができる。

★ 収入や資産で変化があれば、必ず報告しなければなりません。(※届出の義務)

◎ ねんきん てあて ほけんきん ほじょきん ほしゅうきん ひやと しゅうにゅう りんじしゅうにゅう きゅうりょう しょうよ  
年金・手当・保険金・補助金・補償金・日雇い収入・臨時収入・給料・賞与・  
えいぎょうしゅうにゅう あら しゅうにゅう え きんがく か  
営業収入などの新たな収入を得たときや金額が変わったとき。

◎ ちゅうがくせい こうこうせい こ しゅうにゅう しゅうにゅう ほうこく ひつよう  
中学生や高校生など、子どもたちのアルバイト収入も報告が必要です。

⇒ こうこうせい しゅうにゅう さいみまんこうじょう きんろうこうじょ たいしょう  
高校生などのアルバイト収入については、20歳未満控除等の勤労控除の対象  
となります。また、こうとうがっこうしゅうがく ひ しきゅうたいしょうがい とくてい けいひ あ  
高等学校就学費の支給対象外の特定の経費に充てられるな  
ど、しゅうにゅうにんていじょがい と あつか ばあい  
収入認定除外の取り扱いとなる場合があります。

★ 暮らしのうえで変化があれば報告しなければなりません。(※届出の義務)

- ◎ 仕事を始めたり、変わったり、やめたりするとき。
- ◎ 家族の人に変わったことがあったとき。
- ◎ 住所・家賃・地代が変わるとき。
- ◎ 会社などの健康保険証が使えるようになったり、使えなくなったとき。
- ◎ 高校に入学したり、中途退学や卒業したとき。
- ◎ 1週間以上、自宅を留守にするとき。その他、生活状況が変わったとき。

(届出の義務)

【生活保護法 第61条】

被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があったとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があったときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならない。

～生活保護を受けたときの免除・減免など～

次のような費用等は、生活保護受給中は免除や減額され、あるいは資格を失います。

【免除・減額されるもの】

- 国民年金の保険料
- 住民税、固定資産税
- NHKの放送受信料
- 保育園の保育料
- 住民票や戸籍謄本等の交付手数料

【資格を失うもの】

- 国民健康保険証
- 後期高齢者医療被保険者証

《お問い合わせ先》 〒895-2511

伊佐市大口里1888番地

伊佐市役所 福祉課 保護係

☎0995-23-1311

(内線：1269、1270、1273)

